

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント自己申告実施要領

この要項は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント規程第11条に定める「自己申告」について、その実施に係る必要な事項を定めるものとする。

1 申告要件

自己申告の対象となる教職員は、下記（1）～（5）の1以上の項目に該当し、かつ2（申告要件に係る年間基準額等）に定める年間基準額等を満たす者及び（6）に該当する者とする。

- （1）企業等との共同研究、受託研究に参加する場合
- （2）企業等から寄附金、設備又は物品等の供与を受ける場合
- （3）企業等の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- （4）企業等に自らの発明等を技術移転する場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等に対し、法人の施設、設備の利用の提供、又は企業等から物品を購入する場合
- （6）厚生労働省科学研究費補助金に申請を行う場合

2 申告要件に係る年間基準額等

- （1）産学連携活動に係る同一企業等から合計して年間200万円以上の研究費等を受け入れている。
- （2）本人または本人の家族（生計を一にする配偶者および一親等の者）が産学連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （3）本人または本人の家族（生計を一にする配偶者および一親等の者）が産学連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。

3 申告方法

- （1）一括申告：前年度1年間の内容について、毎年7月31日までに申告する。
- （2）随時申告：一括申告の期日後、申告要件に該当していた場合、また、新たに利益相反の状態に陥る可能性がある場合には、随時申告を行うことができる。
- （3）修正申告：すでに行った申告を修正する場合も（2）と同様とする。

4 申告先

申告書の提出先は、以下とする。
大学本部社会貢献部地域貢献課

5 適用

この要項は平成27年10月9日より施行する。
この要項は平成31年4月1日より施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和6年7月3日から施行する。